

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第2項第1号を次のように改める。

(1) 株式会社みずほ銀行

第2項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号中「国」を「國」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号から同項第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号を削り、同項第16号中「株式会社関西銀行」を「株式会社関西アーバン銀行」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号を削り、同項第18号から同項第22号までを3号ずつ繰り上げ、同項第23号中「安田信託銀行株式会社」を「みずほ信託株式会社」に改め、同号を同項第20号とし、同項第24号を同項第21号とし、同項第25号を同項第22号とし、同項第26号中「東洋信託銀行株式会社」を「ユーエフジェイ信託銀行株式会社」に改め、同号を同項第23号とし、同項第27号から同項第31号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この改正公告は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)